

みや わか

市議会だより



11月臨時会・12月定例会

審議結果及び賛否の分かれた議案	2~3
可決された決議	4~5
委員会報告	5~6
市長報告	6~7
一般質問	8~10
正副議長新春挨拶	11
編集後記、まちの話題	12

No.81

令和6年2月1日号

審議結果報告

11月臨時会

議案番号	議案名	議決内容
議案第28号	令和5年度宮若市一般会計補正予算(第3号)について	継続審査

◆賛否の分かれた議案

○:賛成 ×:反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優一	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	遠藤 嘉昭	寶部 勝
議案															
令和5年度宮若市一般会計補正予算(第3号)の審査継続について ※1	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 反対討論(山元 秀一議員)

買い物困難者がいる現状を鑑みると、一刻も早く施策を実施すべきである。民間企業であるトライアルホールディングスとの協定に基づく取組と伺っているが、このタイミングを失うと、せっかくの同意についても水を差し兼ねないという危惧を感じている。

賛成討論(寶部 勝議員)

何のために会議を開いたのか。議会のルールに則ったうえでの執行部の対応がなっていない。もう一度、提案し直していただきたい。

提案理由の詳細な資料を議会が求めたにも関わらず、執行部から提出がなされなかったことから、資料の提出を求め、継続審査となりました。

継続審査の理由

会計	一般会計
補正前の額	184億9,464万5千円
補正額	5,000万円
補正後の額	185億4,464万5千円

補正予算の主な内容は、令和4年12月にスーパーサンキユウ若宮店が閉店したことに伴い、買物に不便を強いられている市民の利便性向上を図ることを目的として、新たな商業施設を誘致するための助成金となっております。

賛成多数で継続審査

令和5年度一般会計補正予算(第3号)

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>



次回の定例会は **3月1日(金)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。
本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。
小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

1 2 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第 4 号	宮若市副市長の選任について	原案同意
議案第 28 号	令和 5 年度宮若市一般会計補正予算(第 3 号) について	原案可決
議案第 29 号	宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について	原案可決
議案第 30 号	宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について	原案可決
議案第 31 号	宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について	原案可決
議案第 32 号	宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について	原案可決
議案第 33 号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 34 号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 35 号	令和 5 年度宮若市一般会計補正予算(第 4 号) について	原案可決
議案第 36 号	令和 5 年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について	原案可決
議案第 37 号	令和 5 年度宮若市下水道事業会計補正予算(第 1 号) について	原案可決
議案第 38 号	令和 5 年度宮若市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号) について	原案可決
議案第 39 号	令和 5 年度宮若市水道事業会計補正予算(第 1 号) について	原案可決
議案第 40 号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案 第 4 号	塩川秀敏市長のハラスメント行為の調査に関する決議案	原案可決
議員提出議案 第 5 号	宮若市特別職及び一般職公務員において、あらゆるハラスメントの防止に向けた取り組みの推進について	原案可決
議員提出議案 第 6 号	塩川秀敏市長に対する辞職勧告決議案	原案可決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	遠藤 嘉昭	寶部 勝
議案															
令和 5 年度宮若市一般会計補正 予算(第 3 号) について ※1 (詳細は P2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
塩川秀敏市長に対する辞職 勧告決議案 ※2 (詳細は P5)	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○

※ 1 反対討論(遠藤 嘉昭議員)

新たな商業施設の誘致に対する助成について、民業圧迫の懸念や公益性の確保、財政運営の影響という観点から、軽率短慮に行うべきではない。

賛成討論(山元 秀一議員)

買い物困難者支援については、議会の方から全会一致で施策を求めたものである。財源についても、委員会において適切性等の審査を行った結果、市の政策として妥当なものであると判断した。

※ 2 反対討論(山元 秀一議員)

まずは特別委員会において、事実認定を行うべきである。事実認定の無い状況で市長に対し辞職を勧告することは勇み足であると思う。市長として任せられないのであれば、不信任決議を出すべき。

賛成討論(柴田 裕美子議員)

職員的心労を初め、多くの市民の方々の不安と、宮若市のイメージダウンになったことは否めない。調査特別委員会の中で、事実関係が明らかになっていくと思う。市長の責任として、進退をしっかりと考えていただきたい。

次の方を選任することに同意しました。

岩永 龍治氏

令和5年度一般会計補正予算(第4号)及び各特別会計補正予算

補正予算の主な内容は、住民税の非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給するための低所得世帯支援給付金、障害者総合支援費、宮田・三坑線道路改良工事の事業進捗を図るための工事請負費となっております。

全会一致で可決

会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	185億4,464万5千円	4億8,267万1千円	190億2,731万6千円
国民健康保険特別会計	33億8,220万5千円	129万7千円	33億8,350万2千円
下水道事業会計(収益的支出)	4億3,724万1千円	208万2千円	4億3,932万3千円
下水道事業会計(資本的支出)	9億6,369万4千円	△807万2千円	9億5,562万2千円
簡易水道事業会計(収益的支出)	1億2,394万円	3万8千円	1億2,397万8千円
水道事業会計(収益的支出)	5億2,872万4千円	18万5千円	5億2,890万9千円

可決された決議

塩川秀敏市長のハラスメント行為の調査に関する決議案

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次のとおり塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査を行うものとする。

- ・塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関すること

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する、「塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会」を設置して、付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度において、500,000円以内とする。

理由

令和5年11月28日の塩川秀敏市長のハラスメント行為報道があり、宮若市公平委員会へ複数の職員より、塩川秀敏市長に対する改善申し立てがされていることが判明した。この件について議会においても調査をすべきである。

また、宮若市職員労働組合等から議会においても調査を行うよう要望があっていることから、塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会を設置し本件の調査を行うものである。

提出者：宮若市議会 議会運営委員会 委員長 和田 善久

可決された決議

宮若市特別職及び一般職公務員において、あらゆるハラスメントの防止に向けた取り組みの推進について

あらゆる立場において、また、あらゆる環境においてもハラスメント行為は許されざる行為であることは言うまでもなく、特に、宮若市特別職及び一般職公務員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められることから、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律しなければならない。

そこで、本市において、その防止に向けた制度の創設、並びに、特別職及び一般職公務員に意識改革を施すための指導や定期的な研修機会を設けること、また、被害者に対する相談窓口の設置等、ハラスメント防止・救済の制度の創設等その対策を求めるものである。

提出者：山元 秀一

賛成者：谷口 重隆、茅野 勝

宮若市議会は、令和5年3月定例会において、塩川秀敏市長に対して問責決議を行い、独善的な市政の在り方について、猛省を促したところである。しかしながら、今回、塩川市長の公務中のハラスメント行為が発覚したことは、議会としても看過できない重大な事案である。

よって、議会において、100条調査特別委員会を設置し、調査を行おうとしていた矢先に、休職していた職員への不適切な発言が新たに報道された。

塩川市長自らが休職の原因に向き合うべきであるところ、このような不適切な発言は問題と考える。

さらに、女性職員への「子どもがないから、親の気持ちが分からない。」との発言が報道されている中で、ある女性職員に対し、喜びの感情が高まり、抱きついたとの目撃情報もあり、塩川市長の行為は、とても看過することはできない。

塩川市長は、このようなハラスメント行為について「覚えていない」、「人間関係ができていれば良い」「謝罪したい」等、釈明しか行わず、ハラスメント行為の認識も希薄であり、責任感のなさが散見された。

このように、100条調査特別委員会での調査を行う前に、すでに多くのハラスメント行為が明らかとなり、これに関する電話や取材の対応等に職員が追われ、本来の業務に支障を来しているとも聞いている。

今回の報道により、本市のイメージも地に落ちてしまい、市民の皆様にも多大なるご心配をかけ、それを理解できていない塩川市長は、リーダーとしての資質が欠けており、これからの市政運営を円滑に進める事はできないと考える。

100条調査特別委員会やマスコミ報道等において、これ以上のハラスメント行為等が明らかにされ、市民の皆様からの不信感や職員の職務遂行の妨げとなることが容易に想像できる。

これ以上宮若市の未来を、人権意識のない塩川市長に託すことはできないと判断する。

よって、塩川秀敏市長の辞職を勧告するものである。

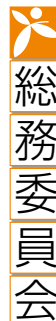
以上、決議する。

提出者：弓削田 敬

賛成者：和田 善久、安永 友則、染矢 正次、安河 英幸

委員会報告

12月定例会



委員長 安永 友則

宮若市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、宮若市特別職職員の給与等に関する条例、宮若市職員の一般職の給与に関する条例、宮若市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例及び宮若市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・特別職職員の部分について、市長の給料減額分は、反映されているのか。

答弁

・市長の給料減額については、昨年、市長給与の特例条例が可決されており、反映されている。

全会一致で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

子育て世帯の負担軽減等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の、国保税均等割及び所得割を令和6年1月1日より免除するため、宮若市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

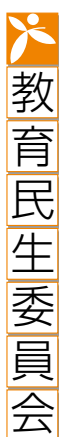
主な質疑

・出産は、年間で何人ぐらいいるのか。

答弁

・国民健康保険の令和4年度実績で、21人である。

全会一致で可決



委員長 柴田 裕美子

宮若市社会福祉センターに係る指定管理者の指定について

指定管理者の指定期間が本年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑

・指定管理者として、社会福祉協議会以外の団体を検討したことはあるのか。

答弁

・社会福祉センターは、地域の福祉増進のために建てられた施設であり、社会福祉協議会の目的に沿った施設であることから、従来から社会福祉協議会に管理運営をお願いしている。

全会一致で可決

宮若市生活センターに係る指定管理者の指定について

指定管理者の指定期間が本年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めめるものです。

主な質疑

・いつから宮若市身体障害者福祉協会に、指定を行っているのか。

答弁

・合併前の若宮町の時代から行っている。

全会一致で可決

宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

内閣府令の一部改正に伴い、本市条例についても同様の改正を行うもの

です。

質疑なし

全会一致で可決



委員長 弓削田 敬

宮若市いこいの里千石に係る指定管理者の指定について

指定管理者の指定期間が本年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めめるものです。

主な質疑

・事件や事故が起きた場合の体制はどうなっているのか。

答弁

・緊急連絡先等を明記し、市役所、病院、警察に連絡が繋がる体制を整えている。

全会一致で可決

宮若市共同育苗施設に係る指定管理者の指定について

指定管理者の指定期間が本年度末で満了することに伴い、議会の議決を求めめるものです。

主な質疑

・過去3年分の箱数は。

答弁

・令和4年度については、早期で8361箱、準早期と普通期で3万7987箱。令和3年度については、早期が8122箱、準早期と普通期が2万7460箱。令和2年度は、早期が7291箱、準早期と普通期が2万7440箱となっている。

全会一致で可決

市長報告

11月臨時会

◆市長報告 1

小学校における不適切な指導に係る訴訟について

本市の小学3年生の児童が2年前に担任教諭から、宿題をしていないなどの理由から給食の量を半分以下に減らされたことや、当該児童に対し幼稚園児などと発言したことなどが、マスクミ等で報道されている件について、学校の管理者である本市と、当該教諭の給与負担者である福岡県に対して、国家賠償法に基づく訴訟が提訴されている。

ます。

経過については、令和5年8月9日に福岡地方裁判所に提訴され、9月11日に第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状が本市並びに福岡県に届いています。

10月17日の第1回口頭弁論において、本市、福岡県ともに、原告らの請求の棄却を主張し、請求の原因に対する認否及び被告の主張に対しては、準備書面において主張する旨を提示しています。

◆市長報告 2

吉川コミュニティセンターの整備について

吉川コミュニティセンターの整備については、令和3年8月と12月に吉川・日吉ブロックの自治会長の連名により吉川校区のコミュニティセンター整備を求める請願書が提出され、議会で採択されています。

更に、令和5年2月には、吉川・日吉ブロックの自治会長の連名により、吉川コミュニティセンターの早期整備を求める要望書も提出され、当該施設整備にあたっては、施政方針である市

12月定例会

民目線・市民主体に則り、吉川ブロックの自治会長や関係団体等で構成するワークシヨップを開催して、住民・利用者の意見を伺うこととしました。

令和5年7月、8月及び10月と3回開催したワークシヨップでは、市から提案した「現吉川コミセン周辺地案」、「ドリームホープ跡地案」並びに「旧吉川幼稚園近くの休耕田案」の候補地に関するメリットやデメリット等の意見交換を含め、自由で、多様な視点・立場からの活発なご意見をいただいています。

これらを踏まえた上で、令和3年8月29日の請願の内容が吉川支館（現吉川コミセン）の改修または新設等であること、ワークシヨップでは「現吉川コミセン周辺地案」を支持する声が多かったこと、また、利用者の観点である吉川校区の総人口を考慮したとき、「現吉川コミセン周辺地案」を支持する自治会の総人口の方が多数であること、更に、費用対効果の観点から、現在の吉川コミセンを改修し、又は新設する方が有利であることなどを総合的に判断し、吉川コミュニティセンター整備については、「現吉川コミセン周辺地」を活用して進めていきたいと考えています。

◆市長報告 1

宮若市土地開発公社の清算結了について

宮若市土地開発公社については、令和4年12月の宮若市土地開発公社理事会において、出席理事全員の解散の同意を得、令和5年3月の議会の議決を経たうえで、令和5年5月22日付け福岡県知事の認可により解散し、令和5年8月30日に宮若市への残余財産の引き継ぎを終えています。

残余財産の金額は1,013万3,540円であり、そのうち500万円は宮若市からの出資金であることから宮若市へ返還し、残りの513万3,540円については宮若市へ引き継ぎしています。

なお、令和5年9月25日に清算結了登記が完了しています。

◆市長報告 2

連携協定の締結について

近年、地方自治体を取り巻く環境は

様々な側面で大きく変化し、地域課題の増加に加え、複雑化、多様化する中、行政のみでこれらに対応することが困難となっており、民間企業をはじめ地域の関連団体、事業者との協働・連携が必要不可欠となっています。

このような中、去る令和5年11月14日に同じ筑豊地区の福岡県をホームタウンとし、福岡県初の女子チームとしてVリーグへの参入が決定した「カノアラウレアーズ福岡」を運営する一般社団法人カノアスポーツ振興会と、フレンドリータウン協定を締結しました。今後は本協定に基づき、選手の方々とこのスポーツイベントやバレーボール教室の開催など、市民の方々と交流する機会を設けながら、本市のスポーツ全体の振興に繋げていきたいと考えています。

また、11月15日には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結しました。

協定では「地域・暮らしの安全・安心」「防災・災害対策」「地方創生に資する取組」等様々な分野で連携していきますが、最初の取り組みとして、トヨタ自動車九州株式会社を加えた三者

による「地域の交通安全課題に対する取り組み」に係る事業を行うこととされています。

引き続き多くの企業、団体など多様な主体とのパートナーシップを構築し、産学官民の協働によるまちづくりを推進していきます。





◆市長報告 3

民事調停及び訴えの提起の報告について

市営住宅入居者のうち家賃滞納月数が3箇月以上の者、計5名を対象とした民事調停について、うち2名は調停申し立て前に納付がなされています。その他の3名について、令和5年5月26日、6月2日及び8月23日に直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、1名は調停の申立て後に納付され、1名は9月26日に調停が成立しました。調停に出席せず不成立となりました残る1名については、令和5年7月11日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起した結果、10月3日に勝訴の判決を得ています。

市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	質問要旨	QR
1. 柴田 裕美子 P9	1. 子どもの食と居場所づくりの支援について伺う。	(1) 子どもの居場所づくりに対する行政の支援について。 (2) 子ども食堂の存続について。	
2. 遠藤 嘉昭 P9	1. 投票率向上の取組について	(1) 投票所まで行くことが困難な有権者のため、移動式期日前投票所の導入について伺う。	
	2. 通学路の整備について	(1) 通学路において、未だに危険箇所が多々見受けられるが、整備の進捗状況について伺う。	
	3. 宮若北部工業用地のその後の進捗状況について	(1) 本年 9 月議会における一般質問後の用地交渉の進捗状況を伺う。	
3. 染矢 正次 P10	1. ふれタク(デマンドタクシー)について	(1) 利用登録者数について伺う。 (2) 利用エリアについて伺う。	
	2. 児童・生徒の通学について	(1) 通学路の安全点検について伺う。 (2) 安全対策の取り組みについて伺う。	
4. 山元 秀一 P10	1. スポーツ行政について	(1) スポーツを通じ市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することが必要であると考え、そこで、本市における具体的な取り組みについて伺う。	
	2. 宮若市の適切な働き方及びコンプライアンスの確立について	(1) 市において、職員の健全な職務遂行のため、あらゆるハラスメントを防止するための取り組みについて伺う。 職員の職務遂行にあたり規律並びに法令遵守が徹底されているか伺う。	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

子どもの食と居場所づくりの支援について伺う。



柴田 裕美子

投票率向上の取組について 通学路の整備について 宮若北部工業用地のその後の進捗状況について



遠藤 嘉昭

問 子どもの居場所づくりに対する行政の支援について。

答 市長

本市においては、放課後等のこどもの居場所である学童保育所や、みやわかアフタースクール、MUSUBU（むすぶ）スクールみやわかを実施するとともに、生涯学習センター「リコリス」の児童図書を充実させるなど、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行えるよう支援しているところです。

国においては、「こども大綱」の策定に向けた検討と併せて、「こどもの居場所づくりに関する指針」について令和5年12月1日にこども家庭審議会より答

申がなされたところ
です。

このような状況を踏まえ、国の動向を注視しながら、既存の地域資源である施設や人材を活かし、誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様なこどもの居場所づくりについて、検討していきます。

問 子ども食堂の存続について。

答 市長

子ども食堂は、様々な子どもたちに対して、食育や学習支援、地域における居場所確保の機会を提供する場であり、今では高齢者や障がい者を含む地域住民の交流拠点に発展しているところもあります。

市内においては、平

成30年度から宮田小学校や宮田東小学校を、令和4年度からは両校を再編した光陵小学校を利用して子ども食堂を実施されている団体が1箇所あり、子ども食堂を通じて子どもに尽力されています。

本市では、独自に子ども食堂に関する事業は実施していませんが、当該団体に対して、県が実施している補助金等についての情報提供を行ってきまして、しかしながら、この子ども食堂は、12月で閉鎖されると聞いています。

今後子ども食堂は必要なものと考えていますので、必要な対策について検討していきます。

問 投票所までいくことが困難な有権者のため、移動式期日前投票所の導入について伺う。

答 選挙管理委員会書記長

少子高齢化等の社会情勢や地域の現状も鑑みると、市内全体の投票所の見直しについて検討すべき状況にきているものと認識しています。

期日前投票における投票率が全体の3割を占めるなどの現状を考慮すると、投票環境の向上のために期日前投票において支援策を講じることは、投票率向上の一助になるものと思われま。

その取組として、移動期日前投票所のほか、投票所への移動が困難な高齢者などを対象とした無料送迎車両

の運行や、デマンドタクシー等の運賃を補助するなど、投票率の向上に寄与する仕組みを考えていきます。

問 通学路において、未だに危険箇所が多々見受けられるが、整備の進捗状況について伺う。

答 教育長職務代理者

通学路の安全確保については、毎年8月に各学校の通学路の合同点検を実施しています。

点検の方法としては、まず各学校へ通学路の危険箇所についての報告を求め、今年度は、77箇所の報告がなされたところです。

これを基に、危険箇所を集約した資料を作成し、特に危険性が高いと思われる箇所については現地確認を行

い、対応策について協議を行っていきます。その後、教育委員会が、11月に進捗状況を確認し、年度末に安全対策内容を取りまとめ、関係機関と情報共有を図っています。

問 本年9月議会における一般質問後の用地交渉の進捗状況を伺う。

答 市長

令和5年12月1日現在、7割弱の地権者と契約を締結したところ

です。本事業は、本市の企業誘致の重要な受け皿であり、地域活性化に不可欠な取組であることから、引き続き、地権者との交渉を重ね、福岡県と連携を図りながら、積極的に取組を進めていきます。

ふれタク(デマンドタクシー)について 児童・生徒の通学について



染矢 正次

問 利用登録者数について伺う。

答 考えはあるのか。

問 産業観光課長

答 市長

本年12月1日現在において、1,062名が利用者として登録されています。

今後のふれタクの運行方法について、障がいがある方など、自宅までの送迎ができないか、関係事業者と協議し検討しています。

問 利用エリアについて伺う。

答 市長

磯光地区や鶴田地区、宮田地区の一部などで運行している東部地域線及び、笠松地区や水原地区、山口地区、福丸地区の一部などで運行している西部地域線の2地域が利用エリアとなっております。

問 車イス生活の方について、乗降ポイントまでの移動が大変だと思いが、福祉に対して

活動として、毎年交通安全教室を実施しています。

問 本城のベスト電器裏の市道32号線について、側溝の深さが2メートル弱あり、今年の1月には人身事故が起きています。転落防止の対策はないのか。

答 土木建設課長

生命が優先であると思えますので、ガードパイプ等の設置基準に基づき、水路の関係者と協議を行いながら、前向きに考えたいと思えます。

問 安全対策の取り組みについて伺う。

答 教育長職務代理者

児童、生徒への啓発

スポーツ行政について 宮若市の適切な働き方及び コンプライアンスの確立について



山元 秀一

問 スポーツを通じ生涯にわたり健康で文化的な生活を営むための取り組みについて伺う。

問 職員の健全な職務遂行のため、ハラスメントの防止、規律並びに法令の遵守について伺う。

答 教育長職務代理者

競技スポーツとは異なる気軽に楽しめるスポーツの普及に努めることで、市民の健康づくりに繋げることを本年度の方針としており、スポーツフェスタ等の各種大会を通じ、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、種目や内容を精査しています。

答 市長

「ハラスメント防止に関する基本方針」を策定し全職員に周知と研修を実施しています。また、ハラスメント相談検討委員会及び苦情相談窓口を設置し、職員から相談等があった場合は、調査を行い、結果に応じた措置を講じています。

問 総務課長

具体的にどの法令に違反し、損害が生じたか精査しなければ、現時点で被害届の提出は難しいと考えています。

また、ギラヴァンツ北九州やカノアラウレアーズ福岡といったプロスポーツチームとフレンドリータウン協定を締結し、プロ選手と交流ができるスポーツ教室を計画しています。

職員のコンプライアンスについては、地方公務員法や職員服務規程、公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、法規に従う義務が課せられており、職員の意識向上を図るための研修のほか、服

務規律の確保について通達を行う等、その徹底を図っています。

研修の制度については、庁内のコンプライアンス担当官による他、福岡県市町村職員研修所で法令遵守等に関する研修を受ける機会があり、職員が法令について学ぶ機会は設けています。

議長・副議長 新春あいさつ

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆さまにおかれましては、令和6年の新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より、本市議会及び市政に対する格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症に移行されました。これにより、社会・経済活動はコロナ前の日常を取り戻しつつあります。また、本市におきましても、各種イベントが通常開催されるようになり、イベント会場で、多くの参加者が賑わいを見せていたことは大変喜ばしく思うところでございます。

さて、本市の一年を顧みますと、昨年は、第二次宮若市総合計画後期基本計画がスタートしました。また、12月には市長就任以来、不在となっていました副市長が就任され、本計画に掲げられた様々な施策が、より一層推進されていくことと思えます。これら施策の実現には、今後も多くの予算の支出が見込まれ、その財源確保が必要となってきます。議会としても進捗を注視し、議決機関としての役割を果たしていくことはもとより、執行部と議会が両輪となって進んで行かなければならないと考えています。また、一昨年設置致しました議会改革特別委員会においては、議会活動の充実・強化を図るため、引き続き、議会運営上の課題や条例・規則の見直しを進めてまいります。市民の皆さまには、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、市民の皆様にとりまして、本年が大きく飛躍する年となり、明るい一年となりますよう、心よりご祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。



神谷 喜久雄 (副議長)



川口 誠 (議長)

町村議会広報研修会

昨年11月21日、議会広報調査特別委員会では、県内の議会を対象に行われた広報研修会に参加しました。「見る人が分かりやすい」をテーマとして、議論のクローズアップや表現の工夫など、伝えるから伝わるを意識することを学びました。

少しずつですが、研修の成果を活かし「よくわかる議会だより」を目指していきたいと思えます。





ハートフル イルミネーション



東町塞神社 秋祭り



ハートトゥハート第九コンサート



宮田えびす祭

編集後記

この編集後記を1月10日に書いています。元日に発生した能登地震による連日の犠牲者や被災者の報に、ただただ救出を祈るばかりです。

さて、宮若市も年末議会にかけ大きな話題に包まれました。広報研修報告でもふれたよう、伝えることの難しさ、伝わることの重要さを感じています。

一方、私達は伝えられることをどう捉えているでしょうか。新聞やテレビなど報道されることに疑問を持ち、或いは背景に目を向けるなど、自分で考えるということは疎かになっていないでしょうか。SNSやスマホの普及により情報が無制限に流される便利な時代だからこそ『考える』ことの大切さを感じます。

議会広報の編集責任者として、報じることの難しさと責任を痛感しています。

山元 秀一

議会広報調査特別委員会

委員長	山元 秀一
副委員長	松岡 史倫
委員	染矢 正次
委員	清水 健太郎
委員	藤春 優二
委員	神谷 喜久雄
委員	安河 英幸